

平成 24 年度 第 1 回 多摩市公契約審議会 会議録

1 開催日時及び会場

平成 24 年 7 月 25 日（水） 午後 3 時から 多摩市役所 302 会議室

2 出席者（5 名）

出席者 古川会長、脇田副会長、黒木委員、井上委員、志村委員
(欠席：なし)

事務局 曾我総務部長、松尾総務契約課長、松本契約係長、森主事、
渡邊主事

3 会長挨拶

会長 条例制定にあたり、審査会委員の共通認識であったのが、小さく生んで大きく育てるという事であったと思う。本日の議論は制度の定着を図るために求められていると認識している。検討課題については議論をしながら今後に向けて整理して行きたい。

4 審議会への諮問

内容説明 (諮問書をもとに、松尾総務契約課長が説明を行った。)

質疑応答

会長 質問等あればお願いしたい。

会長 皆様からなければいくつか質問したいのだが、諮問の回答時期を 2 回に分けているのは予算編成作業の関係で、労務報酬下限額は 9 月までに決定しておかないと、予算を各部署で立てづらいという事なのか。

事務局 そのとおりである。

会長 継続事業については予算組みが 9 月頃から始まるので労務報酬下限額について 9 月下旬までに目途を立てたい、来年度の新規事業として各部署からどのようなものが上がってくるのかがある程度わかるのが 1 月下旬ということなので諮問の時期をこの時期にあわせて設定しているという認識でよいか。

事務局 そのとおりである。

委員 9 月末までに労務報酬下限額と熟練労働者の労働時間の割合をという事だが、公契約対象案件となっている工事の実態から検証するにしても、現時点で対象案件となっているのが総合体育館のみで、その工事着手が 9 月頃ということでは実態が把握できない。このようなスケジュールで審議して行くのは厳しいのではないか。25 年度考えていくのであれば、各部署が予算を検討して行く中で、審議会に一定程度、委託・工事案件

として出てくるものもあるのではないかと思うが、それについてどう考えているか。

事務局 例年、市予算については、各課の作業が9月から10月、ヒアリング等の内部検討が12月頃までとなる。新規事業がどのようなものが出てくるのかについての整理が12月末で、それらをオープンにできるのは1月下旬から2月の予算内示以降となる。

昨年度は、答申が1月末にあったため、その後予算積算の見直しをかける必要がなかった。今回は、早めにスケジュールを組ませていただいた所である。

会長 今年度の審議会では、この諮問事項に沿って作業をしていくこととなるのでよろしくお願ひしたい。

5 議題

(1) 報告事項

①平成24年度における公契約対象事業の進捗状況等について

内容説明 *資料1～3をもとに、松尾総務契約課長が説明を行った。
概要は以下の通り

資料1

平成24年度公契約対象案件については、平成24年7月24日時点で、委託35件、工事4件、指定管理6件。委託の4月当初契約の労務台帳については、現時点では全て提出されている。

資料2

公契約対象事業が適切に対応されているか、市の各所管課へ確認を行った。概ね問題なく対応されていたが、対応されていない所については是正を依頼し、現在はきちんと対応されている。

資料3

公契約対象事業を実施している事業者へ、6月21日から6月29日までメールでアンケート調査を行った。意見から課題を大きくまとめると、

- ・ 公契約対象となっている事業については事業者への周知を早めにする必要がある
- ・ 労務台帳の作成にあたっての負担軽減を検討していく必要がある
- ・ 公契約対象となっていない労働者の範囲（60歳以上の高齢者）の取り扱いの再整理
- ・ 事業者育成の観点も踏まえた制度としていく必要がある
- ・ 同一事業者内での賃金の整合性を取っていく上での課題の整理

質疑応答

- 会 長 質問等あればお願いしたい。
- 委 員 23年度第2回の審議会で示された委託の一覧では、件数が50～60件の範囲だったと思うが、今回45件に変更となっている理由は何か。
- 事務局 23年度第2回の審議会で、速記や健康診断などは、労務報酬下限額以上の支払がされていることが明らかであるため、外すという整理がされたため、それらについて除いている。また、一つの件名としてあげていたものの受託先が複数あり、1事業者当たりの契約額が1,000万円未満となった事業については除かせていただいている。
- 委 員 以前の議論の中では、速記については個人請負的なものなので外すという意見があったかと思うが、今回の整理の中では903円以上の支払が明らかであるという事で外したという認識で良いか。
- 会 長 速記については、903円以上の支払が明らかということと、業務請負の形式が多く、必ずしも労働者でやっているケースが少ないと言う事が理由であったと思う。
- 委 員 速記はその場だけの作業でなく、持ち帰ってやる作業も出てくることも理由にあったと思う。
- 委 員 資料2の問1, 2の回答件数と、問3, 4の回答件数に差がある理由はなぜか。
- 事務局 問1, 2については、所管課契約案件のみを対象とし、問3, 4は所管課契約及び総務契約課契約も含めたものを対象としたため、差が生じている。問1, 2については、所管課できちんと対応されているのかの確認のために設けたという経緯がある。
- 委 員 問4の労務台帳の作成の状況の回答で、積極的にできているのが半数以下というのは、周知が不十分であったということか。公契約としてやっていくという事を総務契約課以外の部署にも、もっと周知してやっていかなければ意味のないものになってしまう。
- 会 長 川崎市は、公契約条例が出来た後、関係部署を集め200名以上半日ばかりで学習会を公務でやっている。多摩市ではそのようなことを実施したのか。
- 事務局 職員への周知を徹底して行かなければならない。文書やメールによる周知は図ったが、説明会は行っておらず、反省すべき点であると考えている。来年度にむけて、庁内での説明会は行っていかなければならないと考えている。
- 委 員 せっかく作った条例なので徹底してやって頂きたい。
- 会 長 ここは非常に大事な所である。どの業務まで広げていくのかということを考えていく上でも、所管課担当職員がやろうという意欲を持たないと、先に進まない。条例を育てるうえでも、職員への周知は重要である。
- 委 員 事業者が、質問するのはまず所管課である。所管課が理解していなけれ

ば答えきれないので、育てるうえで所管課の理解がまず必要である。

会 長 それアンケートの結果にも表れている気がする。公契約制度の評価が労働者のためにあるというように認識されているようだが、事業者のためにもなる制度である。低賃金を背景としたダンピング受注をさせないことによって、適正な事業者が生き延びられるということが大事な所でもあるが、所管課がその制度の趣旨を十分理解できていないことの反映が、事業者のアンケート結果にも表れてしまっている。

委 員 事業者が、事前にそこを理解していれば、委託料にその部分を上乘せできたとか、手間が増えて大変だといった意見は出てこない。労働者、事業者、市にとって良いというこの制度の精神が伝えきれていない。

事務局 皆様のご意見色々あるところと思う。所管課から事業者へ、公契約対象であることの周知はきちんとされていることは調べの結果で出ているが、周知の内容がどこまできめ細かくできたかという所については、今後、庁内職員に対し制度の理解の向上を図っていきたい。

委 員 台帳の問題についてであるが、事業者で作っている賃金台帳でもよい等融通を利かせ、事業者側の負担を減らしていくということ等も課題として考えていく必要があるのではないか。

会 長 台帳については野田市の流れから、どの自治体の条例でも提出することとしているが、出させなければいけないという規定があるわけではない。出来るだけ負担を少なくし、協力してもらえる工夫をして行かないと制度が持たない。何か問題があった時にきちんと対応できればよい。ここは、事業者の意見も聴きながら継続して考えていかなければならない。特に台帳について不満のある業種はあるのか。

事務局 事業所が小規模で現場も抱えている所、例えば学童クラブなどは、現場の職員自体が台帳も作っていて、大変だというような話が上がっている。

委 員 事務作業の増による負担についての意見があるが、それについては、委託料に加算して対応できれば、そのような苦情が出てくることはないのかと思うが。

事務局 24年度は急遽見直しをかけて予算をあげたという状況であった。このような事にならないためにも、今年度は早めに予算反映ができるようスケジュールを組んだ所である。この流れがシステム化されれば、今回出たこのような意見はなくなっていくと思う。

委 員 事務は増えるが、競争入札では最低価格で入札した所が契約するという事になるので、その費用負担を反映できない実態があるのだとすれば、公契約の趣旨を事業者へ周知し、費用負担も加えて入札していきましょう、それについては市でもコンセンサスが取れていますといった周知も必要であると思う。そのような運用が必要と思う。

会 長 今までの共通認識では、あまりにも低賃金でダンピングしているものについては、ある程度予算の増額はやむを得ないというものであったと思う。今年度の予算で、やむを得ず増額した額については把握できている

か。

事務局 大まかに約 700 万円で、この増額は人件費分としての増だったと認識している。

会 長 この増額は、委託・指定管理の部分のみか。

事務局 そのとおりである。

委 員 資料2の問3について、受注者へはどのような方法で確認を取ったのか。

事務局 所管課から電話等で確認を取った。

会 長 進捗状況の報告を受けた議論のまとめとして、1つ目に庁内への周知と事業者への周知をきちんとし、この制度の趣旨意義の理解促進を図ること、2つ目に台帳の記載方法内容等について検討を進める、という整理で良いか。

委 員 このような調査は引き続き実施して頂きたい。

会 長 調査の方法だが、審議会で機を見てヒアリング等も実施して行きたい。条例制定前には、多摩市建設協力会からも話を聞き、多摩市の工事の発注の課題などもいろいろお聞きできた。それらの意見を聞いたことが、審査会の答申や受注者と対等な関係に立つという条例の条文にも反映された。制度を担ってもらう方々の意見を正確に反映して行かないとうまくいかないと思うので、引き続きよろしくお願ひしたい。

(2) 審議事項

①平成 25 年度 労務報酬下限額の設定及び委託契約における公契約適用事業等の基本的な考え方について

内容説明 (資料4をもとに、松尾総務契約課長が説明を行った。)

質疑応答

会 長 考え方の案について質問等あればお願ひしたい。

委 員 労務報酬下限額 903 円はそのまま継続という事だが、労務報酬下限額の設定を生活保護費より上ということで決定した。生活保護費の基準が変われば上下するのか。

事務局 生活保護費について、現時点は変わっておらず、来年度はどうかはわからないという状況のようである。今は変更が無いため、生活保護基準をベースとした 903 円のまま考えている。

会 長 生活保護のベースが変わった時には変動するのか、あるいは、変わったとしても 903 円のままいくのか。条例では生活保護水準を下回らない額としており連動させるとはしていないが、その点はどのように考えているか。

事務局 生活保護費に変動があれば変更の可能性はあると考えているが、審議会の皆様からご意見をお聞きしながら検討して行きたい。生活保護基準が変わる時点によっては、すぐに予算に反映できない場合もあるため、変更する時期は状況を見て対応したい。

- 委員 消費者物価も下がっているのに、生活保護基準が下がる場合は、労務報酬下限額も下がることになるのは懸念している。
- 委員 対象事業となっているものについて実態に即さないものは除外も検討となっているが、実際、除外すべきものがあるのか。
- 事務局 今年度対象となっている「公園緑地・樹木等管理経費」については、災害時対応の単価契約案件であり、日々対応が出るものでないため、対象にするには即さないのではないかと事業者から意見を頂いている。実績に幅が出るものについては検討が必要なのではないかとこの所である。
- 委員 今の案件以外に年間の事業実績に変動があるものはあるのか。
- 事務局 事務局へ頂いた話の中では、この案件のみであり、他は特段ご意見を頂いていないため、問題はないと思う。
- 委員 25年度の考え方からずれるかもしれないが、総合体育館の改修工事で、低入札価格調査が入ったという事だが、経緯と聞き取り内容についてお聞きしたい。また、下限額の割合のところ、熟練工であるにもかかわらず、熟練工としての扱いの時間帯と熟練工の扱いがされない作業に携わったとして整理される時間との区別について、事業者、労働者にとってもきちんとした区別が難しいのではないかと。どう整理していくかは今後の検討課題で、今後議論していく必要があると思う。
- 事務局 総合体育館の改修工事で4件の工事案件の発注を行ったが、全て公契約対象である。そのうち3件が低入札価格調査対象で、本体工事と電気の2件が今回、低入札価格調査基準額を下回ったため、事業者を呼びヒアリングを行った。公契約の手引きは入札前に配付して確認して頂いている。また、ヒアリングの際は、公契約対象事業であることを理解し、労務報酬下限額以上の支払が必要であること、台帳の作成を月毎に行い提出する必要があること、労働者へ公契約対象案件であることの周知が必要であること等を確認し、問題なく対応できると回答を頂いている。
- 委員 問題なくできると回答を頂いているという事で、本体工事については部材等の調整によっては可能なのだと思うが、落札率が80%を切っている電気は、下限額以上の支払が問題なくできるのだろうか。市で下請事業者の予定なども確認されているとのことだが、これから先、注意深く見守っていく必要があるのではないかと。思う。
- 事務局 電気工事については、落札率74.2%であり、低入札価格調査に該当しているが、この4月から4つの失格基準価格を設けており、いずれか下回った場合失格となる。電気工事において、失格となった事業者もあった。今回落札した事業者は失格とはならなかったが、低入札調査基準額は下回った所である。きちんと公契約の対象であることが認識されて、それが入札価格に反映されているのかについてはヒアリングの際、確認させていただいた。
- 委員 設計労務単価の90%、電気工だと基準額も高い。電気だと多くが有資格であると思うので、熟練工の賃金の支払いが必要と思うので気がかり

である。

委員 会社の経費を削って払うしかない所だと思う。どの事業者も非常に厳しい中、経費を削って経営している。公契約も理解し、十分検討した上で、見積りを上げていると思う。

委員 委託の労務報酬下限額 903 円は生活保護基準を基にしているが、いずれは生活保護基準から離れ、市の職種別のような単価設定ができたらと思う。今後のスケジュールの中、9 月までに職種別の来年度の労務報酬下限額を詰めていくのは難しいと思うが、見定める方向は明確にしていきたいと思う。生活保護費の 19 歳単身の基準額をもとに単価設定をすることに妥当性があるのかの検証についても論議して行きたいと思っている。

会長 9 月にはいずれにせよ答えを出していかなければならない。9 月までに回答しなければならないものと、今後の課題について、2 段階で回答を出していくしかないと思うが、それでよいか。

— 各委員了承 —

会長 基本的な考え方についてももう少し意見を頂きたい。

会長 なければ、労務報酬下限額についてだが、もし生活保護基準が下がった場合でも、903 円のままとするのがよいのではないかと考える。もし、変動するという事だとすると、条例自体が生活保護連動型となってしまう。

委員 各自治体で生活保護費についてはいろいろ議論がされており、額が下がるなどという事もあるのではないか。

会長 単純に生活保護と連動させすぎない方がよいとも思っている。下回らなければよいと考えるので。

委員 労務報酬下限額が大きく右肩上がりになっていくのも問題と思う。受注金額が上がらないまま、労務報酬下限額が上がっていくというのでは事業者側としては厳しい。経営が厳しくなり会社が衰退してしまうのでは何もない。働く人、経営者双方にとって良いという制度である基本を崩さないようにしていかないと制度のある意味が無い。それを含めて協議していけたらよい。個人的には今の金額としてこのままで進めていってよいかと思う。

委員 昨年度の議論の中では、最低賃金より高くするという所で議論していたと思う。景気の動向によって労務報酬下限額が連動し、毎年変えるというのはどうかと思うが、会社側が持たないという事になると大変になるので、2 年ペースぐらいで変えていくのは良いのかと思う。

会長 他の市の条例では生活保護基準を勘案しながら決めていくという文言に取れるものとなっており、連動することを想定しているが、多摩市の条例は必ずしも連動を予定していない。903 円をどうするのかという所は、今後の条例の在り方も左右する。引き続きご検討をお願いしたい。

(3) その他

内容説明 (資料5をもとに、松尾総務契約課長が説明を行った。)

質疑応答

会 長 1つ目には日程調整、2つ目には中長期的に考えておかなければならないテーマの検討があると思う。2回目の審議会が9月下旬に予定されているが、議会の最中だと思うが、実施は可能か。

事務局 議会の日程の状況によっては可能と考えている。日程が具体的にになってきた所で日程調整をさせていただきたい。

会 長 中長期的に検討すべきテーマの検討として、台帳の件と委託の職種別の単価設定があると思う。何かご意見はないか。

委 員 質問だが、委託は最低制限価格を設けているのか。

事務局 単価契約、借上契約、随意契約等以外は最低制限価格を設けている。価格は公表していないが、考え方は公表している。

会 長 相模原市ではダンピング受注も横行するので公契約条例制定にあたって、最低制限価格の導入を行っている。多摩市は既に導入されているという事であるが、低価格の入札制度については公契約とセットになっていると考える。次回差し支えのない範囲で、低入札価格調査等の制度説明をして頂けるとありがたい。

委 員 工事については労務報酬下限額の基準が設計労務単価のみである。14、5年、年々下がっているのも、将来的に上がることがあれば別だが、長期的には変更があってもいいのかと思う。ただ、他の基準でこれと明確に言えるものが無いので検討して行かなければいけない課題だと思う。熟練労働者の労働時間の割合については、今後の工事の実際の状況も見ながら出していくのが現実的なのではないかと思う。労務台帳について、熟練労働者でも熟練労働者としての従事とされていない仕事の部分がある場合、労働者が納得するかどうなのかという所があるが、時間で割り振っていいのか等の検証も必要である。また、時間管理が現場できちんとできているのか、適正な確認が必要である。また、一度審議会委員として現場を見に行ったらどうかと考える。

会 長 熟練労働者の労務報酬下限額を今後も設計労務単価をベースとするのかは長期的な課題として良いかと思う。それ以外の現場での時間管理の問題については我々には手が出せない所と思う。現場の確認についてはただの見学会で終わってしまう可能性もある。現場の実情を知ることが必要なので、どのように現場の声を聞くのかについては、皆さんに知恵を出して頂き、検討させていただきたい。

委 員 次回の公契約審議会では、資料2の部分に関連してだが、きちんと庁内・事業者へ周知ができていているのか、改善されているのかについてご報告願いたい。

会 長 それについては、事務局にぜひお願いしたい。

委員 公契約の約款を契約書に入れ込む事や、労働者への周知についてであるが、受注者が下請けにも伝えなければならないのか。

会長 それについては、契約上の義務であるから受注者にしかできない所である。そこは原理として、受注者にしてもらわなければならない。公契約の制度に係る所である。